

令和7・8年度B I M・C I M活用に係る モバイルルーターの賃貸借

揭示文兼入札説明書

- 1 入札等実施要領
- 2 入札及び見積心得書
- 3 委任状（様式）
- 4 入札書及び封筒（様式）
- 5 仕様適合証明書
- 6 調達仕様書【別冊】
- 7 契約書（案）
- 8 競争参加資格確認申請書
- 9 提出書類一覧表

別添 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

1 入札等実施要領

独立行政法人都市再生機構本社の「令和7・8年度BIM・CIM活用に係るモバイルルーターの賃貸借」に係る揭示に基づく入札については、関係法令及び入札心得書（物品購入等）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当役の氏名及び名称等

独立行政法人都市再生機構 総務部長 丹 圭一

2 調達内容

(1) 借入件名

令和7・8年度BIM・CIM活用に係るモバイルルーターの賃貸借

(2) 借入物品の数量及び特質等

6 調達仕様書（以下、「仕様書」という。）による。

(3) 履行期間

契約期間 契約締結日の翌営業日から令和9年5月31日まで

納入期限 令和7年5月30日

利用期間 令和7年6月2日から令和9年5月31日までの24か月

(4) 借入場所

仕様書による。

3 競争参加資格

(1) 次の者は、競争に参加する資格を有しない。

イ 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者（※1参照）

ロ 競争参加資格確認申請書等の受領期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている者

ハ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者

（定義については、当機構ホームページ「入札・契約情報」→「入札心得・契約関係規程」→「入札関連様式及び標準契約書等」→「標準契約書等について」→「別紙 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」

<https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph00000000db-att/bouryokudantouteigi240117.pdf> を参照）

(2) 次の要件をすべて満たしている者であること。

イ 令和7・8年度独立行政法人都市再生機構東日本地区物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、開札時までに業種区分「役務提供」の資格を有すると認定された者であること。

なお、競争参加資格を有しない場合は、下記5(1)記載の競争参加資格を有することを証

明する書類の提出期限までに競争参加資格審査の申請を行い、申請時に交付される競争参加資格申請受理票の写しを「8 競争参加資格確認申請書」に添付して提出し、開札時までに認定を受ける必要がある。競争参加資格審査の申請等に関する問合せ及び申請書等の提出先は次のとおり。

〒231-8315

神奈川県横浜市中区本町六丁目 50 番地 1 横浜アイランドタワー（受付 5 階）

独立行政法人都市再生機構本社 総務部会計課

電話 045-650-0189

※申請書を持参する場合は、事前に日時等連絡の上、来訪すること。

※「全省庁統一資格」は当機構の競争参加資格とは関係ありませんのでご注意ください。

ロ 仕様書に記載された要求要件をすべて満たしていることを **5 仕様適合証明書**により証明した者であること。

4 競争参加者に求められる義務

この一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格を有することを証明する書類を提出期限までに提出すること。また、入札書を入札書の提出期限までに提出すること。さらに、開札日の前日までの間において、当機構から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

5 競争参加資格確認資料の提出

(1) 提出期限

令和 7 年 4 月 2 日（水）17 時 00 分

(2) 提出場所

〒231-8315

神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地 1 横浜アイランドタワー（受付 5 階）

独立行政法人都市再生機構本社 技術監理部技術統括課

電話 045-279-1066

(3) 提出書類

9 提出書類一覧表による。

(4) 提出方法

持参又は書留郵便による郵送にて提出すること。持参の場合は事前に日時等を連絡の上、来訪すること。郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

6 競争参加資格の確認通知

競争参加資格確認資料を提出した者について、本件に参加する資格を有するか確認し、令和 7 年 4 月 9 日（水）までに参加資格の有無を通知する。

7 仕様書に関する質問と回答

- (1) 仕様書に関する質問は、「質問書（任意様式）」の提出をもって行うものとし、書面及び電子データ(CD-R)にて提出すること。
- イ 提出期限 令和7年4月9日（水）17時00分
- ロ 提出場所 5（2）に同じ。
- ハ 提出方法 持参又は書留郵便による郵送とする。郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。なお、封筒に質問書在中の旨を朱書すること。
- (2) 質問書の回答は、「回答書」の閲覧をもって行う。
- イ 閲覧期間 令和7年4月16日（水）から令和7年4月24日（木）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- ロ 閲覧場所 5（2）に同じ。

8 入札書等の提出場所等

- (1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
〒231-8315
神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1 横浜アイランドタワー（受付5階）
独立行政法人都市再生機構本社 総務部会計課
電話 045-650-0189
- (2) 入札書等の受領期限
- イ 受領期限 令和7年4月24日（木）17時00分
- ロ 提出方法 持参又は書留郵便による郵送とする。郵送の場合は、受領期限までに必着のこと。
- (3) 開札の日時及び場所
- イ 日時 令和7年4月25日（金）10時00分
- ロ 場所
〒231-8315
神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1 横浜アイランドタワー（受付5階）
独立行政法人都市再生機構本社 入札室
（入札者及び代理人の開札への参加（立会い）は必須ではない。）

9 公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

10 入札方法等

- (1) 入札書は、入札書の受領期限までに持参又は同日同時刻必着での書留郵便による郵送とする。電送によるものは受け付けない。
- (2) 入札金額は、借入物品、搬入、据付、調整、保守サービス及び当該物品の撤去等に要する一切の諸経費を含めた借入総額を記載すること。
- (3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された借入総額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- (4) 落札者がいないときは、再度の入札を行うものとする。
- (5) 入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。

11 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

12 入札保証金及び契約保証金

免除

13 入札の無効

本入札説明書において示した競争参加資格のない者の提出した入札、虚偽の記載をした者のした入札並びに入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、競争参加資格の審査において競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において 3 に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

14 落札者の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程（平成 16 年独立行政法人都市再生機構規程第 4 号）第 52 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

15 手続きにおける交渉の有無

無

16 支払条件

構築等の導入に係る費用は構築等完了時に払い、機器借料等は月額払とする。詳細は 7 契約書（案）のとおり。

17 契約書等作成の要否

7 契約書 (案)を参照のこと。また、落札者は、請負契約のそれぞれ同日付で「個人情報保護に関する特約条項」及び「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」を締結する。
(<https://www.ur-net.go.jp/order/sanka.html>)

18 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

別添 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表についてのとおり。

19 その他

- (1) 入札参加者は、**2 入札及び見積心得書**を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (2) 入札に必要な提出書類の作成等に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- (3) 当機構に提出された書類は、審査の実施以外に提出者に無断で使用しない。
- (4) 当機構に一旦提出された書類は返却しない。
- (5) 当機構に一旦提出された書類の差換え及び再提出は認めない。
- (6) 入札説明書等を受領したものの、応札しなかった事業者については、当機構からヒアリングを行う場合がある。
- (7) 機構に提出する別紙様式に虚偽の記載をした場合には、機構に提出する別紙様式を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (8) 契約締結後、業務を進めるに当たっては、当機構担当者と十分な打ち合わせを行うこと。
- (9) 業務の実施に当たり、業務の主たる部分についての再委託は認めない。
また、再委託の必要性が生じた場合は、受注者自らが実施する業務の範囲を書面にて提出するものとする。

以 上

(※1)「独立行政法人都市再生機構会計実施細則第331条及び第332条の規定」の内容は、以下のとおり。

第331条 契約担当役（分任契約担当役及び資金前渡出納員を含む。以下この編において同じ。）は、特別な理由がある場合を除くほか、次の各号の一に該当する者を契約の相手方としてはならない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産者で復権を得ない者
- 三 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者（取引停止）

第332条 契約担当役は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間、売買、貸借、請負その他の契約の相手方としない措置（以下「取引停止」という。）を行うことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - 六 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約担当役は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても取引停止を行うことができる。
- 3 契約担当役は、前2項の規定を適用することにより機構の業務に重大な支障を及ぼすと認められるときは、理事長の承認を得てこれによらないことができる。

2 入札及び見積心得書

入札及び見積心得書（物品購入等）

（目的）

第1条 独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が締結する物品、設備等の購入、修理、売却、運送、広告、保守、印刷、借入等の契約に関する競争入札及び見積りその他の取扱いについては、この心得の定めるところにより行う。

（入札又は見積り）

第2条 競争入札・見積（合せ）について、機構から通知を受けた者（以下「入札参加者等」という。）は、契約書案、仕様書（契約内容説明書を含む。以下同じ。）及び現場等を熟覧の上、所定の書式による入札書又は見積書により入札又は見積りをしなければならない。この場合において、仕様書及び契約書等につき疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書又は見積書は封かんの上、入札参加者等の氏名を明記し、前項の通知書に示した時刻までに入札箱に投入し、又は提出しなければならない。また、入札書又は見積書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書又は見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

3 入札書又は見積書は、書留郵便をもって提出することができる。この場合には、二重封筒とし、表封筒に入札書又は見積書在中の旨を朱書し、中封筒に件名及び入札又は見積り日時を記載し、発注者あての親書で提出しなければならない。また、入札書又は見積書の押印を省略する場合は、表封筒に押印省略の旨を朱書し、かつ、入札書又は見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

4 前項の入札書又は見積書は、入札又は見積り執行日の前日までに到着しないものは無効とする。

5 入札参加者等が代理人をして入札又は見積りをさせるときは、その委任状を提出しなければならない。

6 入札参加者等又は入札参加者等の代理人は、同一事項の入札又は見積りに対する他の入札参加者等の代理をすることはできない。

7 入札参加者等は、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと、また、将来においても該当しないことを誓約しなければならず、入札（見積）書の提出をもって誓約したものとする。

（入札の辞退）

第2条の2 入札参加者等は、入札又は見積り執行の完了に至るまでは、いつでも入札又は見積りを辞退することができる。

2 入札参加者等は、入札又は見積りを辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

一 入札又は見積り執行前にあつては、所定の書式による入札（見積）辞退書を発注者に直接

持参し、又は郵送（入札又は見積り執行日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

二 入札又は見積り執行中であつては、入札（見積）辞退書又はその旨を明記した入札書若しくは見積書を、入札又は見積りを執行する者に直接提出して行う。

3 入札又は見積りを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第2条の3 入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者等は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者等と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（内訳明細書）

第3条 入札又は見積りに当たっては、あらかじめ入札又は見積金額の見積内訳明細書を用意しておかなければならない。

（入札又は見積りの取りやめ等）

第4条 入札参加者等が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札又は見積りを公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者等を入札若しくは見積りに参加させず、又は入札若しくは見積りの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（入札書又は見積書の引換の禁止）

第5条 入札参加者等は、入札書又は見積書を提出した後は、開札又は開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

（入札又は見積りの無効）

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札又は見積りは無効とし、以後継続する当該入札又は見積りに参加することはできない。

一 委任状を提出しない代理人が入札又は見積りをなしたとき。

二 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。

三 入札又は見積金額の記載を訂正したとき。

四 入札者又は見積者（代理人を含む。）の記名押印のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）の判然としないとき。（押印を省略する場合は「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がないとき。）

五 再度の入札又は見積りにおいて、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額をもって入札又は見積りを行ったとき。

六 1人で同時に2通以上の入札書又は見積書をもって入札又は見積りを行ったとき。

七 明らかに連合によると認められるとき。

八 第2条第1項第7号に定める暴力団排除に係る誓約について、虚偽と認められるとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、若しくは入札又は見積りに関する必要な条件を具備していないとき。

(開札等)

第7条 開札は、機構が通知した場所及び日時に、入札書の投入が終った後直ちに入札者の面前で、最低入札者名及びその入札金額を公表して行う。

2 見積りは、見積書提出後、前項の規定を準用して行う。

(落札者の決定)

第8条 競争入札による場合は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。

2 見積りは、予定価格の制限の範囲内で、価格その他の事項が機構にとって最も有利な申込みをした者を契約の相手方とするものとする。

(再度の入札又は見積り)

第9条 開札又は見積りの結果、落札者がいないときは、直ちに、又は別に日時を定めて再度の入札又は見積りを行うものとする。

2 前項の再度の入札又は見積りは、原則として1回を限度とする。

(同価の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(入札参加者等の制限)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、その事実のあった後2年間競争入札又は見積りに参加することができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料、品質、数量に関して不正の行為があった者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- 六 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(契約内容説明)

第12条 理由なく契約内容の説明に出席しない者は入札又は見積りの希望がないものと認め、入札又は見積りに参加することができない。

(契約書等の提出)

第13条 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書又は請書を提出しなければならない。ただし、予め発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときは落札はその効力を失う。

- 3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(異議の申立)

第14条 入札参加者等は、入札又は見積り後この心得書、仕様書、契約書案及び契約内容説明等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

以 上

3 委任状、復代理委任状及び使用印鑑届（様式）

(1) 入札書等に押印をする場合

委 任 状

私は_____を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構の発注する「令和7・8年度BIM・CIM活用に係るモバイルルーターの賃貸借」に関し、下記の権限を委任します。

記

1. 入札及び見積りに関する一切の件

代理人 使用印鑑	
-------------	--

令和 年 月 日

(委任者) 住 所
商号又は名称
代 表 者

印

(受任者) 住 所
商号又は名称
氏 名

印

独立行政法人都市再生機構本社
総務部長 丹 圭一 殿

注1 委任状には、委任者の印鑑証明書（原本・発行日から3か月以内）を添付すること。ただし、令和7年度以降に使用印鑑届を提出している場合は必要ない。

注2 委任事項は明確に記載すること。

記入例

委任状

私は、_____を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構の発注する「令和7・8年度BIM・CIM活用に係るモバイルルーターの賃貸借」に関し、下記の権限を委任します。

記

1 入札及び見積り合わせに関する一切の件

代理人 使用印鑑	
-------------	--

令和 年 月 日

(委任者) 住 所
商号又は名称
代 表 者

印

実印（既に使用印鑑届を提出している場合は使用印）

(受任者) 住 所
商号又は名称
氏 名

印

代理人（受任者）使用印

独立行政法人都市再生機構
総務部長 丹 圭一 殿

(2) 入札書等に押印を行わない場合

委 任 状

私は、_____を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構の発注する「令和7・8年度BIM・CIM活用に係るモバイルルーターの賃貸借」に関し、下記の権限を委任します。

記

1 入札及び見積り合わせに関する一切の件

令和 年 月 日

(委任者) 住 所
商号又は名称
代 表 者

(受任者) 住 所
商号又は名称
氏 名

独立行政法人都市再生機構
総務部長 丹 圭一 殿

※1 本件責任者（部署名・氏名）：_____

担 当 者（部署名・氏名）：_____

※2 連 絡 先 1：_____

連 絡 先 2：_____

〈注〉

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 電話は、事業所等の「代表番号」「代表番号＋内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主等で、複数回線の電話番号がない場合は、1回線を記載。

記入例

委任状

私は、_____を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構の発注する「令和7・8年度BIM・CIM活用に係るモバイルルーターの賃貸借」に関し、下記の権限を委任します。

記

1 入札及び見積り合わせに関する一切の件

令和 年 月 日

(委任者) 住 所
商号又は名称
代 表 者

(受任者) 住 所
商号又は名称
氏 名

業務の説明が出来る本件責任者
(所属長等) 及び担当者の名前
を記載の上、連絡先を記載する
こと

独立行政法人都市再生機構
総務部長 丹 圭一 殿

※1 本件責任者(部署名・氏名):	_____
担 当 者(部署名・氏名):	_____
※2 連 絡 先 1:	_____
連 絡 先 2:	_____

〈注〉

- ※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。
押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。
- ※2 電話は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。
個人事業主等で、複数回線の電話番号がない場合は、1回線を記載。

(3) 復代理人かつ入札書等に押印をする場合

復 代 理 委 任 状

私は_____を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構の発注する「令和7・8年度BIM・CIM活用に係るモバイルルーターの賃貸借」に関し、下記の権限を委任します。

記

1 入札及び見積に関する件

復代理人 使用印鑑	
--------------	--

令和 年 月 日

(委任者) 住 所
商号又は名称
所 属 部 署
氏 名 支店長 印

(受任者) 住 所
商号又は名称
所 属 部 署
氏 名 印

独立行政法人都市再生機構
総務部長 丹 圭一 殿

注1 本様式は令和7年度以降に「年間委任状」を提出している事業者用の様式である。
注2 委任事項は、明確に記載すること。

記入例

復代理委任状

私は_____を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構の発注する「令和7・8年度BIM・CIM活用に係るモバイルルーターの賃貸借」に関し、下記の権限を委任します。

記

1 入札及び見積に関する件

復代理人 使用印鑑	
--------------	--

令和 年 月 日

(委任者) 住 所
商号又は名称
所 属 部 署
氏 名 支店長

代理人（委任者）使用印

印

(受任者) 住 所
商号又は名称
所 属 部 署
氏 名

復代理人（受任者）使用

印

独立行政法人都市再生機構
総務部長 丹 圭一 殿

注1 本様式は令和7年度以降に「年間委任状」を提出している事業者用の様式である。
注2 委任事項は、明確に記載すること。

(4) 復代理人かつ入札書等に押印を行わない場合

復 代 理 委 任 状

私は_____を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構の発注する「令和7・8年度BIM・CIM活用に係るモバイルルーターの賃貸借」に関し、下記の権限を委任します。

記

1 入札及び見積に関する件

令和 年 月 日

(委任者) 住 所
商号又は名称
所 属 部 署
氏 名

(受任者) 住 所
商号又は名称
所 属 部 署
氏 名

独立行政法人都市再生機構
総務部長 丹 圭一 殿

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：_____

担 当 者（会社名・部署名・氏名）：_____

連絡先（電話番号） 1 ：_____

連絡先（電話番号） 2 ：_____

注1 本様式は令和7年度以降に「年間委任状」を提出している事業者用の様式である。

2 委任事項は、明確に記載すること。

3 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

※個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

記入例

復 代 理 委 任 状

私は_____を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構の発注する「令和7・8年度BIM・CIM活用に係るモバイルルーターの賃貸借」に関し、下記の権限を委任します。

記

1 入札及び見積に関する件

令和 年 月 日

(委任者) 住 所
商号又は名称
所 属 部 署
氏 名

(受任者) 住 所
商号又は名称
所 属 部 署
氏 名

独立行政法人都市再生機構
総務部長 丹 圭一 殿

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担 当 者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先（電話番号） 1 ：

連絡先（電話番号） 2 ：

業務の説明が出来る本件責任者（所属長等）及び担当者の名前を記載の上、連絡先を記載すること

注1 本様式は令和7年度以降に「年間委任状」を提出している事業者用の様式である。

2 委任事項は、明確に記載すること。

3 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

※個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

(5) 入札に係る提出書類に係る補足事項、使用印鑑届

- 1 代表者及び代表者から委任を受けた代理人が入札に参加される場合は、実印の印影照合を行うため、使用印鑑届（実印を使用印とする場合も含む）及び印鑑証明書正本（原本発行日から3か月以内）を提出してください。一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中（最長2年間）は有効です。

なお、記載内容に変更が生じた場合は、再度提出してください。

- 2 代表者以外の方が年間を通じて代表者と同等の権限を行使する場合、年間委任状及び印鑑証明書正本（原本発行日から3か月以内）を提出してください。一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中（最長2年間）は有効です。上記1の使用印鑑届と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書正本の提出は1部で足りります。

なお、記載内容に変更が生じた場合は、再度提出してください。

- 3 入札参加者の本人確認を行うため、下記の書類を入札日に提出してください。

(1) 代表者本人が入札される場合

名刺など本人を確認できる書類又は公的機関が発行した身分証明書（健康保険被保険者証、自動車運転免許証、監理技術者資格者証等。ただし、特定個人情報（マイナンバー）が記載された書類は不可）の写し

(2) 代理人の方が入札される場合

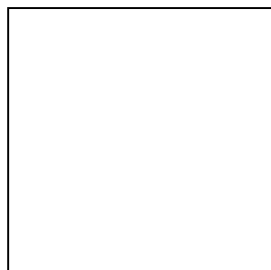
委任状（年間委任状を提出した復代理人を含む）及び名刺など本人を確認できる書類又は公的機関が発行した身分証明書（健康保険被保険者証、自動車運転免許証、監理技術者資格者証等。ただし、特定個人情報（マイナンバー）が記載された書類は不可）の写し

名刺又は公的機関が発行した身分証明証で本人確認ができない場合は、入札への参加は認められませんので、あらかじめご承知おきください。

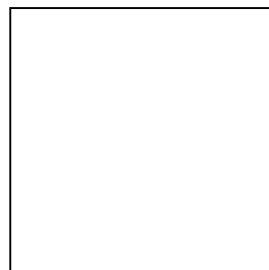
なお、取得した名刺等は個人情報に留意し、入札参加者及び代理人の本人確認を行う目的以外には使用せず、厳重に取り扱います。

使 用 印 鑑 届

使用印



実 印



上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

年 月 日

住 所
会 社 名
代 表 者

印

独立行政法人都市再生機構
総務部長 丹 圭 一 殿

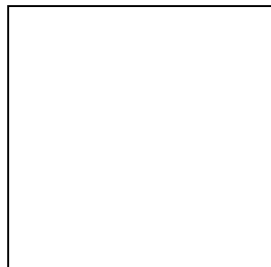
注1 本届には、印鑑証明書（原本・発行日から3か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は1部で足りる。

注2 使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。

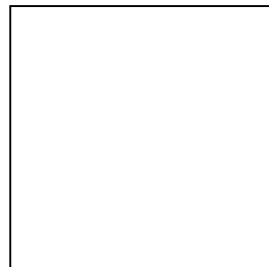
記入例

使 用 印 鑑 届

使用印



実 印



上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

年 月 日

提出日

住 所
会 社 名
代 表 者

印

独立行政法人都市再生機構
総務部長 丹 圭 一 殿

実印

注1 本届には、印鑑証明書（原本・発行日から3か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は1部で足りる。

注2 使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。

入 札 書

金 円也（税抜）

ただし、令和7・8年度B I M・C I M活用に係るモバイルルーターの賃貸借

入札及び見積心得書（物品購入等）及び入札説明書記載内容を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印 ※1

代理人

印 ※1

独立行政法人都市再生機構本社

総務部長 丹 圭一 殿

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担 当 者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号）1 ：

連絡先（電話番号）2 ：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

表

独立行政法人都市再生機構 総務部長 丹 圭一 殿 (令和7・8年度BIM・CIM活用に係るモバイルルーターの賃貸借 入札書)
押印省略

裏

所在地
会社名
氏名

委任している場合は、代理人の氏名

- ※ 押印を省略する入札書を提出する場合は「(押印省略)」と朱書すること。
- ※ 「委任状」は封入しないこと。但し、同時に提出すること。
- ※ 「使用印鑑届」(「印鑑証明書」添付)を同時に提出の際は同封しないこと。

5 仕様適合証明書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構本社

総務部長 丹 圭一 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

⑩※1

適 合 証 明 書

「令和7・8年度BIM・CIM活用に係るモバイルルーターの賃貸借」の入札に関し、
別紙「適合証明項目一覧」の適合証明項目のすべてに適合することを証明します。

以 上

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担 当 者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号）1：

連絡先（電話番号）2：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

適合証明項目一覧

項番	要求記載箇所		要求事項	要求事項の内容	適合証明
(1)	仕様書	3	業務内容	要件を満たすこと。	
(2)	仕様書	4	機器仕様と無線規格	要件を満たすこと。	
(3)	仕様書	5	セキュリティ要件	要件を満たすこと。	
(4)	仕様書	6	機器設置時の対応	要件を満たすこと。	
(5)	仕様書	7	故障または重大インシデント発生時の対応	要件を満たすこと。	

※各要件に適合する場合、各項目の「適合証明」欄に「適合」と記入すること。また根拠資料（カタログ等）を添付すること。

7 契約書（案）

賃貸借契約書

- | | | | | |
|---|-------|---|---|--|
| 1 | 契約の名称 | 令和7・8年度BIM・CIM活用に係るモバイルルーターの賃貸借 | | |
| 2 | 対象物件 | 別添仕様書のとおり。 | | |
| 3 | 契約期間 | 契約締結日の翌営業日から令和9年5月31日まで
（うち賃貸借期間令和7年6月2日から令和9年5月31日まで） | | |
| 4 | 導入費 | 金 | 円 | |
| | | （うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円） | | |
| 5 | 賃貸料等 | 月額金 | 円 | |
| | | （うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円） | | |

上記の物件について、発注者と受注者は、次の条項によってこの契約を締結する。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 住 所 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1
氏 名 独立行政法人都市再生機構
総務部長 丹 圭一 印

受注者 住 所
氏 名 印

（総則）

第1条 受注者は、頭書の業務に関し、この契約及び別添の仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるところにより、受注者の所有物である頭書の物件を頭書の賃貸借期間中、発注者の使用に供するとともに、この契約第8条、第9条及び第26条に規定する導入、保守、撤去等に関する業務（以下「保守業務等」という。）を行うものとし、発注者は頭書の物件の導入及び据付調整の対価（以下「導入費」という。）並びに頭書の物件の使用に係る賃貸料及び保守業務等の対価（以下「賃貸料等」という。）として受注者に頭書の導入費及び賃貸料等（以下「契約金額」という。）を支払うものとする（以下、業務、物件、賃貸借期間、契約期間、導入費及び賃貸料等については、「頭書の」を省略する。）。

（善良な管理者の注意義務）

第2条 受注者は、善良な管理者の注意をもって、保守業務等进行处理しなければならない。
（権利義務の譲渡等）

第3条 受注者は、この契約により発注者が使用中の物件に質権及びその他の担保権を設定してはならない。

- 2 受注者は、発注者の書面による承諾なく、物件の賃貸人たる地位を第三者に移転してはならない。
- 3 受注者は、発注者の書面による承諾を得た場合を除き、第三者に対し、この契約に基づ

く債務の全部若しくは一部の履行を委任し、又はこの契約により生じる債権を譲渡し、又はこれらの債務若しくは債権を承継させてはならない。

(一括再委託等の禁止)

第4条 受注者は、保守業務等の全部若しくは主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、保守業務等の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面による発注者の承諾を得なければならない。これらを変更しようとするときも同様とする。

3 前項の規定により受注者が保守業務等の一部を第三者に委任し、若しくは請け負わせる場合は、受注者は、発注者に対し、保守業務等の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号若しくは名称その他必要な事項を届出するものとする。

(委託業務責任者等)

第5条 受注者は、委託業務責任者及び担当者を定め、発注者に通知するものとする。

2 委託業務責任者は、発注者の指示に従い、保守業務等に関する一切の事項を処理しなければならない。

(指示者)

第6条 発注者は、保守業務等の履行について、打ち合せ、指示などを行う指示者を定め、これを受注者に通知するものとする。

(報告等)

第7条 発注者は、必要と認めるときは、保守業務等の処理について、監督し、又は指導するものとする。

2 発注者は、必要と認めるときは、保守業務等の処理状況の報告を求め、調査を行うことができるものとし、受注者はこれに協力するものとする。

(物件の導入及び据付調整)

第8条 受注者は、物件が仕様書に規定する期日から正常に使用できるように導入し、かつ、据付調整を行うものとし、据付調整が完了したときは、発注者又はその指定する職員の検査を受けるものとする。

(物件の保守)

第9条 発注者は、物件に障害が発生し保守が必要なときは、直ちに受注者に通知し、受注者は、仕様書に基づき物件の保守を迅速に行うものとする。

(立入り)

第10条 受注者又は受注者が指定する者は、この契約の期間中、物件の確認及び保守を行うため、発注者の了解を得て物件の設置場所へ立入ることができるものとする。この場合、受注者又は受注者が指定する者は、身分証明書を携行又は名札等の表示をするものとする。

(物件の使用及び管理)

第11条 発注者は、善良なる管理者の注意をもって物件を管理するものとする。

2 発注者は、事前に書面により受注者の承諾を得た場合を除き、物件を転貸、改造等原状の変更をしてはならない。

(賃貸借等の変更、中止等)

第12条 発注者は、必要があるときは、この契約に基づく物件の賃貸借及び保守業務等（以

下「賃貸借等」という。)の内容を変更し、又は賃貸借等を一時中止することができる。この場合において、契約期間、賃貸借期間又は契約金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

- 2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならないものとし、賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

(設置場所の変更)

第13条 物件の種類、数量及び設置場所は仕様書のとおりとする。

- 2 発注者は、物件の設置場所を変更するときは、事前に受注者の承諾を得て行うものとし、その費用は発注者が別途負担するものとする。

(損害賠償)

第14条 受注者は、発注者の故意又は重大な過失により物件に損害を与えたときは、発注者に対して損害の賠償を請求することができるものとする。

- 2 前項の損害賠償の額は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。この場合において、受注者の付保する動産総合保険で補填される額は、この損害額から控除するものとする。

- 3 この契約の履行又は物件に起因して、発注者又は第三者に及ぼした損害は、受注者がその損害を賠償するものとする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じた損害については、発注者がこれを負担する。

(導入費)

第15条 物件の導入費は、頭書のとおりとする。

- 2 発注者の導入費の支払義務は、第8条に規定する検査の完了の後に発生するものとする。

(賃貸料等)

第15条の2 物件の賃貸料等は、頭書のとおりとする。

- 2 発注者の賃貸料等の支払義務は、第8条に規定する検査の完了の上、仕様書に規定する期日から発生するものとする。

- 3 賃貸借期間が1か月に満たない場合又はこの契約が解除された場合における当該解除の日が月の中途である場合の当該月の賃貸料等は、1か月を30日として日割計算して得た額とし、日割計算により得た額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(導入費の支払い)

第16条 受注者は、導入費については、第8条に規定する発注者の検査の完了後、発注者に対して支払請求書により請求するものとし、発注者は、当該支払請求書を受理した日から起算して30日以内にこれを受注者に支払うものとする。

(賃貸料等の支払い等)

第16条の2 発注者は、毎月、当月分の業務が完了したときは、その日から起算して10日以内に検査を行うものとする。

- 2 受注者は、当月分の賃貸料等については、前項に規定する発注者の検査の完了後、翌月1日以降発注者に対して支払請求書により請求するものとし、発注者は、当該支払請求書を受理した日から起算して30日以内にこれを受注者に支払うものとする。

(発注者の任意解除権)

第17条 発注者は、賃貸借等が完了するまでの間は、次条又は第19条の規定によるほか、必

要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(発注者の催告による解除権)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

- 一 第3条若しくは第4条の承諾を得ずに又は虚偽の申請により承諾を得てこの契約を第三者に承継させたとき。
- 二 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- 三 契約期間内に又は契約期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みが明らかにないと認められるとき。
- 四 業務の履行に当たって不正又は不当な行為があると発注者が認めたとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第3条の規定に違反して債権を譲渡したとき。
- 二 受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 四 契約の業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 六 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に債権を譲渡したとき。
- 七 第21条又は第22条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- 八 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

九 第24条の2第1項各号の規定のいずれかに該当したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第20条 第18条又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第21条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第22条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第12条の規定により、業務内容を変更したため賃貸借期間における賃貸料等の総額（以下「賃貸料等総額」という。）が3分の2以上減少したとき。

二 賃貸借等の履行の中止期間が賃貸借期間の2分の1を超えたとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第23条 第21条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第24条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができるものとする。

一 受注者の責めに帰すべき事由により仕様書に定める期間内に業務を完了することができないとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、導入費と賃貸料等総額との合計額（以下「契約金額総額」といい、この契約締結後、契約金額総額の変更があった場合には、変更後の契約金額総額をいう。次条において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第18条又は第19条の規定により、この契約が解除されたとき。

二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第7

- 5号)の規定により選任された破産管財人
- 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、賃貸料等総額から支払済みの賃貸料等を控除した額について、遅延日数に応じ、年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額を請求することができるものとする。
- （談合等不正行為があった場合の違約金等）

第24条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額総額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（受注者の損害賠償請求等）

第25条 発注者の責めに帰すべき理由により第16条の規定による導入費又は第16条の2の規定による賃貸料等の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）2.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

- 2 受注者は、第21条の規定により契約を解除した場合において、発注者の責めに帰すべき

理由による損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(契約終了時の措置)

第26条 賃貸借期間が満了又は解除により終了した場合、受注者が物件を撤去及び搬出し、発注者は現状有姿で受注者に引き渡すものとする。この場合において、当該作業に要する一切の費用は受注者の負担とする。

(保険)

第27条 受注者は、自己の負担において、物件に動産総合保険を付保するものとする。

2 発注者は、動産総合保険約款に基づく保険事故が生じたときは、直ちに、受注者に通知するものとする。

(賠償金等の徴収)

第28条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、違約金その他の金銭債務を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額を発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで年(365日当たり)3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年(365日当たり)3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(秘密の保持)

第29条 受注者及び受注者が指定する者は、この契約の履行に当たり知り得た発注者の業務上の情報を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(適用法令)

第30条 この契約は日本法に準拠し、これに従い解釈されるものとする。この契約により、又はこの契約に関連して発生した債権債務については、この契約に定めるもの以外は、民法の規定を適用するものとする。

(補則)

第31条 この契約においては、民法(明治29年法律第89号)第649条、第650条及び第651条の規定は適用しないものとする。

(管轄裁判所)

第32条 この契約及びこの契約に関連して発注者と受注者との間において締結された契約、覚書等に関して、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第33条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(以下余白)

別添 仕様書

8 競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構

総務部長 丹 圭一 殿

入札者名 _____

競争参加資格確認申請書

「令和7・8年度BIM・CIM活用に係るモバイルルーターの賃貸借」への入札について、競争参加資格について確認されたく、下記資料を添えて申請します。

また、令和7・8年度独立行政法人都市再生機構東日本地区物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、開札時までに業種区分「役務提供」の資格を有すると認定された者であることを、下記のとおり証明いたします。

記

1 添付資料

仕様要件適合証明書（指定様式）（1部）

2 証明方法

（ ） 認定済の登録番号 注1

（ ） 申請中に基づき、申請時の受付印が押された「受理票」の写し 注2

※いずれかに○

認定済の登録番号

登録番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

以 上

注1 以下より、登録番号を確認のうえ、ご記入ください。

当機構ホームページ>入札・契約情報>入札等に参加される皆さまへ

<https://www.ur-net.go.jp/order/procedure.html>

注2 申請中かつ開札時までに認定を受ける際は、本様式に「別紙のとおり」と記載のうえ、申請時の受付印が押された「受理票」の写しを本様式と合わせてご提出ください。

（参考） 認定通知書の送付取りやめに関する周知

当機構ホームページ>入札・契約情報>競争参加資格（申請・変更）

<https://www.ur-net.go.jp/order/info.html>

【提出書類作成における注意事項】

入札説明書等に様式が添付している場合は、当該様式を使用すること。添付の様式をワープロソフト等であらためて作成する場合は、様式に記載の字句等を省略・変更等しないこと。

9 提出書類一覧

(法人名称等)

件名：令和7・8年度BIM・CIM活用に係るモバイルルーターの賃貸借

- 下表は、本入札に際し提出が必要となる書類一覧です。
競争参加資格確認資料の提出前に、この一覧表により提出漏れがないかご確認ください。
- この一覧表は法人等の名称のみを記載し、入札書等提出時にご提出ください。
- 「機構使用欄」には何も記載しないでください。

表 競争参加資格確認資料一覧

項番	書類名称 (使用する様式)	提出 部数	提出期日	備考	機構 使用 欄
1	競争参加資格確認申請書 (入札説明書「8 (指定様式)」)	1部	令和7年4月2日(水) 17:00	必要事項を記入し、項番2の書類を添えて申請すること。 様式に「登録番号」を記載又は申請時の受付印が押された「受理票」の写しを添付すること。	
2	仕様要件適合証明書 (入札説明書「5 (指定様式)」)	1部		各要件に適合していると判断できる場合は、各項目の「適合証明」欄に「適合」と記入すること。また根拠資料(カタログ等)を添付すること。	
3	委任状及び復代理委任状 (入札説明書「3 委任状、復代理委任状及び使用印鑑届(様式)」)	1部	令和7年4月24日(木) 17:00	当機構本社へ年間委任状を提出している場合、「代理人」から「復代理人」への委任としていること。	
4	使用印鑑届 (入札説明書「3 委任状、復代理委任状及び使用印鑑届(様式)」)	1部		現在の競争参加資格認定期間(令和7・8年度)中に機構に提出済かつ内容に変更がない場合は、提出不要。	
5	印鑑証明書正本	1部		本発行日から3か月以内のものを添付すること。現在の競争参加資格認定期間(令和7・8年度)中に機構に提出済かつ内容に変更がない場合は提出不要。	
6	入札書 (入札説明書「4 入札書及び封筒(様式)」)	1部			

【提出書類作成における注意事項】

入札説明書等に様式が添付している場合は、当該様式を使用すること。添付の様式をワープロソフト等であらためて作成する場合は、様式に記載の字句等を省略・変更等しないこと。

独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人都市再生機構

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ② 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

- ④ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日
- 契約締結日の翌日から起算して72日以内

以 上